

# スイミングスクール会員規約

## 第1条（定義）

本スクールは、「エイブルスイミングスクール岡山」（以下「本スクール」という）と称し、岡山市北区下伊福本町1-33に所在します。

## 第2条（運営目的）

本スクールの施設は、株式会社エヌ・シー・ピーが管理及び運営を行います。

## 第3条（目的）

本スクールは、スイミングスクールの指導を通じて、スポーツに対する正しい理解と関心を深め、併せて健全な心身の育成、スポーツの振興を図る事を目的とします。

## 第4条（入会資格）

本スクールに入会できる方は、各コース別に定められた資格に該当し、本スクールの趣旨に賛同した方とします。

また、次の事項に該当する方は、入会をお断り致します。

- (1) 心臓・腎臓などに疾病のある方
- (2) 脳貧血を起こしやすい方
- (3) 他人に伝染または感染するおそれのある疾病のある方
- (4) てんかん体質や卒倒性の体質の方
- (5) その他、医師から運動を禁じられている方

## 第5条（入会手続き）

本スクールに入会を希望される方は、入会申込書に必要事項を記入の上提出し、併せて入会金及び会費等を納入していただきます。

本スクールは、入会を希望する方を承認、又は承認しないことができ、承認しない場合その理由を明示する必要はないものとします。

## 第6条（指導日時）

本スクール会員は、各コース毎に決められた曜日・時間に指導を受けることができます。

## 第7条（入会金）

永久会員制とし、有効期限は退会時までとします。但し一旦納入した入会金は如何なる理由でも返還は致しません。

## 第8条（除名）

本スクールは、会員が以下の項目一つに該当すると判断した場合、会員資格の一時停止又は除名をすることができます。

- (1) スクールの定める規約会員資格条件を故意に偽り、スクール側の誤認による入会が解った時、その他諸規則に違反した場合。
- (2) 本スクールの名誉と信用を著しく傷つけ、又は秩序を乱した場合。
- (3) 本スクールの施設を故意に破損した場合。
- (4) 本スクールの定める諸会費の支払いを2ヶ月滞納し、尚且つスクールからの期限を定めた催告にも応じない場合。
- (5) 本スクールの会員として品位を損なうと認められる行為があったとき。

## 第9条（会員資格の喪失）

会員は以下の場合その資格を失います。

- (1) 除名
- (2) 退会
- (3) 死亡

## 第10条（退会）

退会を希望される月の10日までに用紙を提出する事により、その月末で退会の取り扱いとします。電話での受付、月途中の退会はできません。施設を利用されなくても、退会届を提出しない限り会費は引落され、返金もありません。

## 第11条（休会）

休会（1ヶ月単位で欠席される場合）を希望される前月の10日までに用紙を提出する事により、翌月から休会することができます。また、会費に代えて休会費が必要となり、在籍料として納入しなければなりません。なお、休会期間は最長で連続3ヶ月間までとします。

## 第12条（会員証）

会員証は、本スクールの会員であることの証明となります。また、練習時には入館チェックに必要となりますので必ずお持ち下さい。会員証は記名された方の使用以外、第三者へ譲渡・貸与はできません。会員証を紛失・破損した場合再発行を申請し、それに伴う実費を支払うものとします。

## 第13条（会員のモラル）

会員は次の事項の厳守が必要です。

- (1) 会場内では、コーチの指示に従いルールを守ること。
- (2) 本スクールの秩序を守り、スクールの目的に添うよう努力すること。
- (3) チームワークを守り、スクール会員全員が明朗、快活なスポーツマンとなるよう、楽しい雰囲気の中にもまじめな行動をとること。

## 第14条（服装）

会員は、本スクールが指定したユニフォームを着用しなければなりません。

## 第15条（会費）

月会費・休会費は毎月26日に、翌月分を指定口座より自動引落いたします。（前納制）

## 第16条（会費等の不返還）

一旦納入した入会金及び会費等は、いかなる理由があろうとこれを返還しません。

## 第17条（会費等の滞納）

会員が1ヶ月以上会費等の納入を怠った時は、指導を停止され同時に会員としての資格を喪失します。

## 第18条（変更事項）

入会申込書の記載事項に変更があった場合、速やかに届けるものとします。本スクールから会員への通知・連絡は、会員から届のあった住所又は連絡先宛に発送することにより、会員等に届いたものとして取り扱わせて頂きます。本規約に定めのない事項及び業務遂行上必要な事項は別途スクール利用案内に定めます。

## 第19条（施設の廃止、利用制限）

天災、法令制定・改廃、行政指導、社会・経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生した場合、施設の全部又は一部を廃止し、利用を制限する事が出来ます。この場合会員は社会に対し、補償その他何等かの請求及び異議申立てをすることが出来ません。

## 第20条（会員の事故・怪我・盗難等）

安全面には充分配慮した指導をしています。施設管理及び指導管理上に過失がない場合は、本スクールは賠償の責を負わないものとします。また、貴重品の持ち込みはご遠慮ください。万一貴重品を持ち込む場合は、貴重品ロッカーに預けてください。会場内での盗難は、個人の責に帰するものとします。

## 第21条（営業時間・定休日・休館日）

本スクールの休館日・営業時間は別紙に記載されておりますが、施設点検、補修改造等の管理運営上、やむを得ない事由が発生した場合は必要最小限の範囲内で臨時休業又は施設の一部利用制限を行う事があります。その場合は館内掲示にてお知らせ致します。

## 第22条（会費等の改定）

本スクールは経済情勢の変動により、入会金、会費、商品等の改定をすることができます。

## 第23条（改正）

本スクールは、会則の改正を行う事ができる。その場合の効力は全ての会員に及ぶものとします。

## 第24条（個人情報保護法）

株式会社エヌ・シー・ピーは、お客様の個人情報の保護に関する重要性を認識し、別紙のとおり適正に取り扱いその保護に努めてまいります。

## 第25条（規約改正の告知）

規約の改正の告知は、改正1ヶ月前に規約変更内容の郵送をもって代えさせていただきます。

※外国人にあったつての入会資格について、

緊急連絡先に日本語が通じる対象者を指定できる方。

入会手続き時に日本語での契約内容の理解及び本クラブの施設利用規則を遵守することを理解した上で同意する方、もしくは、日本語を通訳できる方と同席した上でそれらの内容に同意する方。

クラブ会員規約（スイミングスクール）